

拓水

題字は 県漁連三浦会長

7月号

No. 142

発行所 兵庫県漁業協同組合連合会 123
兵庫農水産業改良普及協会 新在家町
神戸市兵庫区
発行人 三浦清太郎
TEL 6685・695
編集 拓水編集委員会
発行日 毎月30日
一部10円
昭和32年10月18日
第3種郵便物認可

写真説明
タタン産汚染事件(海底のドロを満載、海岸へ集める漁民たち)西淡町御陣場
庫先で三浦新聞社提供

湊沖の漁場被害に県は

「対策本部」を設置

6月13日未明、三原郡西淡町湊沖で発生した「工場廃液海上不法投棄事件」は、既に再三に亘って新聞・テレビ等に報道されましたが、この事件は湊漁協地先の漁場と水産資源に大打撃を与えました。帝國化工株式会社岡山工場のチタン精製廃液一六〇トン積んだ工場廃液運搬船第三幸徳丸が、その積荷廃液の全量を不法に投棄した場所は、水深僅かに七米、津井港の沖約三〇〇米のところであり、この付近は昔から稚魚繁殖の適地といわれ、昭和41年には県の手で保護水面を設けており、今夏からは県の手によって、三年計画で栽培漁業実践のパイロット漁場が造成されようとして、重要な漁場であるのです。こんな場所に第三幸徳丸は、悪びれもせず錨を打った儘の姿で硫酸を二〇パーセントも含んだ工場廃液の全量を投棄したのですから、水産資源にとってこれ程悪いことはありません。

漁獲の対象となり得るおびただしい数の魚貝類が焼けただけで無惨に死滅した被害は大きい。しかし、危険を感じて遠く逃散した無数の魚類、更にこれら魚貝類の餌料になる筈の無数の底棲生物、浮游生物類が死滅したための漁場価値喪失と、この地区特産といえる産卵直前になっていたクルマエビの全滅による漁業被害には実に測り知れぬ大きさと深さがあると思われ、県では事件の重大さから6月17日、副知事を長とする「工場廃液海上不法投棄対策本部」と淡路財務事務所長を長とする「同対策支部」を本庁と現地それぞれ設置して、この事件に強力に対処することになり、早速被害状況を調査する一方、加害者側とも交渉を続けています。

また一日も早く漁場価値を回復させるため、廃液で特に濃厚に汚染された海域の掃海を実施すると共に、資源添加策として保護水面の餌料生物を詳しく調べ、アイナメの稚魚12万尾を緊急に放流することを決めました。

私ども腹が立つのは、第三幸徳丸が事件を起しても、帝國化工株式会社には賠償責任がないという問題です。帝國化工は辰巳商会に廢液の投棄を請負せ、辰巳は三晃商会に下請させ、更に船員だけを持っていて船を持たない三晃は双葉海運KKに船(第三幸徳丸)を貸してもらって動いている実にヤコソイ関係です。左程、大きな賠償能力もないと思われる零細企業にこうした仕事を下請させ、親会社や元請は知らぬ顔で、しかもノルマ制で働かせている問題。ノルマ制のダンブパーが交通事故を起しやすいのに似ていると考えられます。こんな事件に対してきびしく取締る規則は数あるなかで県の漁業調整規則だけしかないと言った問題。汚いものはすべて手取り早く海や川に流し、果ては、水産資源に有害な工場廃液の始末までも、もっぱら海上投棄に依存している今日の日本経済の姿はこれを機会に今一度よく考えてみなければならぬ大きな問題です。

(TDR)



工場廃液不法投棄対策

現地のメモから

被害漁場の掃海作業第一日を終えて、今日、6月23日の日曜日、この原稿を書いているのである。今日の「拓水」に「官町のり養殖」をとりあげてみようと思案していた矢先、この事件が起った。詳しいことは、上記に書かれたので私は、メモで補足することにす。

6月13日 不法投棄発生する。はじめは尿だと思認していたが、被害が出て漁業者があわてた。当農林事務所御陣場師が漁協に、保護水面の調査に行っていた。

6月14日 県公害課、県水産課、県水試、県環境衛生課と、地元のグループ(洲本農林、保健所、町)による現地状況検討と第一次の現地状況報告。また不安を訴える。

6月15日 ひき網による漁場調査を実施し、被害の海域がどこまで及んでいるかを、県水試御陣場師を主としたグループによって行ない、第二次被害状況の発表をする。

6月17日 県工場廃液海上不法投棄対策本部(本部長長坂井副知事)発足する。第二次漁場調査として、漁場の底質を調べるため潜水調査を行なう。

6月18日 県農林部長、県水産課長の現地調査及び西淡町工場廃液海上不法投棄対策本部(本部長山福西淡町長)との協議。県対策本部淡路支部の設置、加害者側への方針が固まる。

6月19日 水産庁長官官房公害担当、木村技官の現地調査。漁場調査の概要がまとまる。県対策本部淡路支部が決定、直ちに対策に着手して現地発表。6月20日 県対策本部協議会が開かれ、各部門にわたって検討。結果、早急に補海実施の方針が決定する。

部が発足、直ちに対策に着手して現地発表。6月20日 県対策本部協議会が開かれ、各部門にわたって検討。結果、早急に補海実施の方針が決定する。6月21日 午前10時30分、補海実施現場協議及び試験補海を三回実施。6月22日 午前5時より補海実施、20隻が従事、県水試、非沢場長、補海漁船に乗船、調査に当る。新聞、テレビに発表。6月24・25日 引きつづき午前6時より補海。6月25日に、掃海した漁場を、県水試で調査し、以後の漁場対策を検討する。このようにメモしてみると、文字どおり「スピード」のある対策への歩み、といえる。現地において、漁業者に接する私達は、県本部の迅速な手配に全く感謝しているし、それは漁業者にすくやわってゆくのである。これは、「生きていく県政」そのものといえると思ふ。

被害を受けた漁業者の皆さんも、私復讐に一生懸命もあれど、私復讐しながら頭を打っている。「産液を流した会社は償んであきたらぬ。しかし、被害からの立ち直りに、県や町は本当によくしてくれ」という漁業者の言葉が、私達にとって、心のやすまる一言となっているのである。また、県本部からかかった電話のはじめに「大へんことが起きたよ、お苦勞さす」ときまつき、現地の言葉があった。この温まる思いがしたて、心の温まる思いがしたて、心外が固まる。兵庫県の海面管理は、兵庫県がその責任に注意を喚起して、その点はよいのであるが、他県の工場廃

養魚の調餌から造粒そして投餌まで この機械がします

最近の人工飼料の需要の増加とともに、生魚と人工飼料をよっぽど練り合わせ、造粒装置を一つで固型にして投餌する時代となりました。この一連の作業をこの機械が行ないます。

(卸一次部カタログ贈呈いたします)

ミートチヨッパーとプレート、ナイフの専門工場
株式会社 平賀工作所
神戸市長田区水笠通2丁目70番地
TEL 代表 神戸 62-1527

